

7	<p>(A)とは、障害等の有無に関わらず、すべての人に普通の生活をすることを保障しようとする理念をいう。</p> <p>(A)の理念は、当初、デンマークの(B)運動の中でスタートしたが、その後、身体障害者や精神障害者などの障害者福祉全体の運動に広がり、さらに高齢者福祉などの領域でも用いられるようになって、今日では、すべての福祉分野に共通する基本理念となっている。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>(A)とは、社会的に排除・差別されやすい人を社会の中に取り込んでいこうという理念をいう。</p> <p>1980年代から1990年代にかけてヨーロッパで普及してきた理念であり、「(B)」あるいは「(C)」などと訳される。(B・C順不同)</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>(A)(生活の質)は、援助者側からの視点である(B)(日常生活動作)重視の援助に対する批判として広がった理念であり、個人の生活に関する主観的な満足感、達成感などを意味する。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
10	<p>世界保健機関(WHO)は、1980年の国際障害分類(I C I D H)では、障害を「機能障害」「能力低下」「(A)」の3つの枠組みで示したが、それを改めた2001年以降の国際生活機能分類(I C F)では、生活機能と障害を「心身機能・身体構造」「活動」「(B)」の3つの次元で捉えるとともに、「(C)因子」「個人因子」といった「背景因子」との相互作用に着目している。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
11	<p>バリアフリーが、障害のある人が生活するうえでの障壁を除去することをめざす考え方であるのに対して、(A)は、初めからすべての人が、障害の有無や年齢に関わらず利用できること、すべての人にとって使いやすい製品、環境、情報づくりを行うことをめざす考え方である。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
12	<p>(A)とは、意思表示が困難な利用者等に代わって、援助者が権利や日常生活のニーズを主張することをいい、代弁、権利擁護などと訳される。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
13	<p>アカウントビリティとは、福祉サービスなどの公共性の高い事業について、利用者、住民などに対して、事業内容等について(A)する責任をいう。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

17	2012(平成24)年8月に(A)が制定され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育等への給付である「(B)」が創設された(2015(平成27)年4月1日施行)。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	貧困の状況にある子どもの健やかな育成、(A)の保障等を図るため、2013(平成25)年6月に、「(B)」が制定され、2014(平成26)年1月に施行された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、また、(A)対策にも資するよう、ひとり親家庭への支援施策の強化が図られている。 施策強化の一環として、母子及び寡婦福祉法が改正され、2014(平成26)年10月より、法律名が「(B)」に改称されて、(C)への支援が拡大された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する(A)の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の(A)の促進を図ることを目的として、2013(平成25)年12月に、(B)が制定された(同法1条：2015(平成27)年4月1日施行)。 同法では、生活困窮者である子どもに対し(C)の援助を行う事業が都道府県等の任意事業として規定されている。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

《第2節 社会福祉行財政と実施機関》

1	国において社会福祉行政の中心を担っている行政機関は、(A)省である。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	2023(令和5)年4月1日、「(A)」(条文集p58~60)の施行にあわせて「(B)」が発足し、厚生労働省・子ども家庭局が所掌していた事務の多くが「(B)」に移管され、子ども家庭局は廃止された。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

4	<p>(A) は、その著書『ソーシャル・ケースワーク ; 問題解決の過程』(1957年)の中で、診断主義と機能主義の考えを統合した「(B) アプローチ」を提唱し、ケースワークの構成要素として「4つのP」をあげた。「4つのP」は、人(person)、問題(problem)、場所(place)、過程(process)を意味する。</p>	<p>□ □ □</p>
5	<p>(A) は、1960年代に「(B) アプローチ」を体系化し、人を常に「状況の中にある人間」として理解する視点を強調した。「状況の中にある人間」とは、個人を取り巻く人々との網の目のような関係性の中で個人を理解することの重要性を強調するための概念である。</p>	<p>□ □ □</p>
6	<p>(A) は、1935年の全米社会事業会議においてグループワークの最初の定義を発表し、地域援助技術に関してインターグループワーク説を提唱した。</p>	<p>□ □ □</p>
7	<p>グループワークは、1946年の全米ソーシャルワーク会議における(A) の報告によって、公式に認められた。</p>	<p>□ □ □</p>
8	<p>グループワークの理論化に貢献した(A) は、個人の生活上の困難を解決するために、グループの治療的機能を重視し、「集団を通しての個別化」を目標とするグループワークを実践した。</p>	<p>□ □ □</p>
9	<p>地域援助技術(コミュニティワーク)がソーシャルワークの一つとして位置づけられたのは、1939年の(A) 報告書がきっかけであった。</p>	<p>□ □ □</p>
10	<p>(A) は、『社会福祉実践の共通基盤』をまとめ、ソーシャルワークの統合化を図った。</p>	<p>□ □ □</p>
11	<p>ソーシャルワークの捉え方として、伝統的な「治療モデル」を批判して登場した「(A) モデル」(エコロジカル・アプローチ)は、利用者の生活に生じる問題を、人と環境の交互作用として理解するもので、(B) と(C) によって体系化された。(B・C順不同)</p>	<p>□ □ □</p>
12	<p>(A) アプローチは、利用者が解決すべき課題を設定し、その課題を中心にして援助活動を展開するアプローチであり、短期の援助を特徴とする。</p>	<p>□ □ □</p>
13	<p>(A) アプローチは、利用者の心理的危機(感情的混乱)への介入により、社会的機能の回復、あるいは心理的危機の回避を行うことを目的とするアプローチである。</p>	<p>□ □ □</p>

7	<p>保育所は、自らその行う児童福祉法第39条に規定する業務の（ A ）の評価を行い、常にその（ B ）を図らなければならない。また、保育所は、定期的に（ C ）による評価を受けて、それらの結果を（ D ）し、常にその（ B ）を図るよう努めなければならない（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準36条の2）。</p>	□□□
---	--	-----

《第2節 苦情解決》

1	<p>社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な（ A ）に努めなければならない（社会福祉法82条：条文集p22）。</p>	□□□
2	<p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの目的は、次の3点とされている。</p> <p>① 自ら提供するサービスから生じた苦情について、自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務である。</p> <p>② このような認識に立てば、苦情への適切な対応は、自ら提供する福祉サービスの検証・改善や利用者の（ A ）の向上、（ B ）・権利擁護の取組の強化など、福祉サービスの質の向上に寄与するものであり、こうした対応の積み重ねが社会福祉事業を経営する者の社会的信頼性の向上にもつながる。</p> <p>③ 苦情を（ C ）せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の（ D ）や（ E ）の確保を図ることが重要である。</p>	□□□
3	<p>社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の体制については、社会福祉施設に（ A ）や苦情受付担当者、（ B ）が設置される。</p>	□□□
4	<p>第三者委員制度とは、サービスの利用者やその家族等から福祉サービスの提供に関する苦情や疑問等を聞き、（ A ）する制度である。第三者委員は、苦情解決に（ B ）や（ C ）を確保し、（ D ）の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置される。</p>	□□□
5	<p>（ A ）に置かれる運営適正化委員会は、人格が高潔であって、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律または医療に関し（ B ）を有する者で構成される（社会福祉法83条：条文集p23）。</p>	□□□

<p>4</p>	<p>2020(令和2)年5月29日に、「(A)法」に基づく新しい施策の大綱として、「少子化社会対策大綱～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策へ～」が閣議決定された。</p> <p>同大綱では、「基本的な考え方」として、</p> <p>① 結婚・子育て世代が将来にわたる(B)を描ける環境をつくる</p> <p>② (C)する子育て家庭の様々なニーズに応える</p> <p>③ (D)に応じたきめ細かな取り組みを進める</p> <p>④ 結婚、妊娠・出産、子供・子育てに(E)社会をつくる</p> <p>⑤ (F)の成果など新たなリソースを積極的に活用することをあげている。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>5</p>	<p>日本は、1970(昭和45)年に、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)が7%を超えて「(A)社会」となり、1994(平成6)年には高齢化率が14%を超えて「(B)社会」となった。</p> <p>2005(平成17)年には、高齢化率が初めて(C)%を超え、世界で最も高い水準となった。</p> <p>2022(令和4)年10月1日現在では、高齢化率は29.0%(過去最高)となっている(総務省「人口推計(2022(令和4)年10月1日現在)」)。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>6</p>	<p>厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2021(令和3)年)によると、(A)以上の者のいる世帯は全世帯の49.7%となっている。そのうち、高齢者世帯((A)以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯)の世帯構造をみると、「(B)」が49.3%、「夫婦のみの世帯」が46.5%、となっている。</p> <p>「(B)」をみると、男は35.7%、女は64.3%となっている。</p> <p>また、児童(18歳未満の未婚の者)のいる世帯は全世帯の20.7%で、児童のいる世帯の平均児童数は1.69人となっている。</p>	<p>□ □ □</p>
<p>7</p>	<p>厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査結果報告」(2021(平成3)年度)によると、母子世帯の平均年間就労収入は(A)円となっている。</p> <p>母子世帯の平均年間収入(373万円)は、「国民生活基礎調査」による児童のいる世帯の平均所得を(B)として比較すると、45.9となっている。</p>	<p>□ □ □</p>